

健全化判断比率、資金不足比率を公表します

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により次のとおり公表します。

令和7年度 健全化判断比率

(単位: %)

指標の名称	令和7年度	(対前年度)	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (▲7.15)	—	15.00	20.00
② 連結実質赤字比率	— (▲11.21)	—	20.00	30.00
③ 実質公債費比率	9.9	▲0.2	25.0	35.0
④ 将来負担比率	71.4	13.4	350.0	

※ ①、②の指標とも赤字額等がないため「—」(該当なし)で表示し、参考に黒字の比率を(▲)で示してあります。

令和7年度 資金不足比率

(単位: %)

会計の名称	令和7年度	経営健全化基準
下水道事業会計	— (▲96.5)	20.0

※ 下水道事業会計は資金不足額がないため「—」(該当なし)で表示し、参考に資金剰余の比率を(▲)で示してあります。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて早期健全化計画や財政再生計画など必要な行財政の措置を講ずることにより財政の健全化に資することを目的としています。

公表する指標は、「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「③実質公債費比率」、「④将来負担比率」の4指標（以下、「健全化判断比率」といいます。）と公営企業会計における資金不足比率です。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は、早期健全化計画を策定し自主的な改善努力により財政健全化を図ることになり、財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を策定し国等の関与による確実な再生を図ることとなります。

令和7年度の長生村健全化判断比率等については、上表のとおり全て基準値を下回りましたが、今後も財政の健全性を維持するため、行財政改革を更に推進してまいります。

令和7年度 健全化判断比率の状況（監査資料）

区 分	早 期 健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	長生村 比 率	算 式 及 び 内 容													
1. 実 質 赤 字 比 率 (黒字の場合、比率は▲)	% 15.00 以上	% 20.00 以上	% — ▲ 7.15	$\frac{\text{①一般会計等の実質赤字額}}{\text{②標準財政規模(臨時財政対策債含む)}} = \frac{\text{▲ 306,425}}{4,281,685} = \text{▲ 7.15 (表示は、赤字の場合:正数、黒字の場合:負数)}$ <p>※一般会計等の実質赤字額:一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額</p>													
2. 連結実質赤字比率 (黒字の場合、比率は▲)	% 20.00 以上	% 30.00 以上	% — ▲ 11.21	$\frac{\text{連結実質赤字額(①+③+④)}}{\text{②標準財政規模(臨時財政対策債含む)}} = \frac{\text{▲ 480,365}}{4,281,685} = \text{▲ 11.21 (表示は、赤字の場合:正数、黒字の場合:負数)}$ <p>※連結実質赤字額:一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質赤字額+公営企業の特別会計のうち資金不足の額</p>													
3. 実質公債費比率	% 25.0 以上	% 35.0 以上	% 9.9	$\frac{\text{(⑤地方債の元利償還金 + ⑥準元利償還金) - (⑦特定財源 + ⑧元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{②標準財政規模(臨時財政対策債含む) - ⑧元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$ <table> <tr> <td>令和5年度</td> <td>$\frac{(469,948 + 378,042) - (0 + 485,112)}{3,967,775 - 485,112}$</td> <td>=</td> <td>10.41956</td> <td rowspan="3">} 3カ年平均 <u>9.9</u></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>$\frac{(452,875 + 369,146) - (0 + 461,378)}{4,089,085 - 461,378}$</td> <td>=</td> <td>9.94135</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>$\frac{(499,057 + 340,204) - (0 + 475,134)}{4,281,685 - 475,134}$</td> <td>=</td> <td>9.56580</td> </tr> </table>	令和5年度	$\frac{(469,948 + 378,042) - (0 + 485,112)}{3,967,775 - 485,112}$	=	10.41956	} 3カ年平均 <u>9.9</u>	令和6年度	$\frac{(452,875 + 369,146) - (0 + 461,378)}{4,089,085 - 461,378}$	=	9.94135	令和7年度	$\frac{(499,057 + 340,204) - (0 + 475,134)}{4,281,685 - 475,134}$	=	9.56580
令和5年度	$\frac{(469,948 + 378,042) - (0 + 485,112)}{3,967,775 - 485,112}$	=	10.41956	} 3カ年平均 <u>9.9</u>													
令和6年度	$\frac{(452,875 + 369,146) - (0 + 461,378)}{4,089,085 - 461,378}$	=	9.94135														
令和7年度	$\frac{(499,057 + 340,204) - (0 + 475,134)}{4,281,685 - 475,134}$	=	9.56580														
4. 将 来 負 担 比 率	% 350.0 以上		% 71.4	$\frac{\text{⑨将来負担額 - (⑩充当可能基金額 + ⑪特定財源見込額 + ⑫地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込み額)}}{\text{②標準財政規模(臨時財政対策債含む) - ⑧元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$ $\frac{9,999,912 - (2,172,313 + 0 + 5,107,694)}{4,281,685 - (475,134)} \times 100 = \underline{71.4}$													

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字額等がないため表記上は「—」となりますが、参考として黒字額をマイナスとして計算しています。

健全化判断比率算出資料

1. 実質赤字比率 … 一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

項 目	金額(千円)
① 一般会計の実質赤字額(実質収支額が黒字の場合は、▲で表示)	▲ 306,425
② 標準財政規模	4,281,685
標準税収入額	2,295,193
普通交付税額	1,986,492
臨時財政対策債発行可能額	0

2. 連結実質赤字比率 … 村の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

項 目	金額(千円)
③ 特別会計の実質赤字額(実質収支額が黒字の場合は、▲で表示)	▲ 111,849
国民健康保険特別会計	▲ 76,314
介護保険特別会計	▲ 34,294
後期高齢者医療特別会計	▲ 1,241
④ 下水道事業会計の資金不足額(黒字の場合は、▲で表示)	▲ 62,091
② 標準財政規模	4,281,685

3. 実質公債費比率 … 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
⑤ 地方債の元利償還金	469,948	452,875	499,057
公債費充当一般財源等額	469,948	452,875	499,057
一時借入金利子	0	0	0
⑥ 準元利償還金	378,042	369,146	340,204
満期一括償還地方債の年度割相当額	0	0	0
公営企業地方債償還に充てたと認められる繰入金	320,913	319,089	298,453
一部事務組合地方債に充てたと認められる負担金	57,129	50,057	41,751
公債費に準ずる債務負担行為額	0	0	0
⑦ 公債費に係る特定財源	0	0	0

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
⑧ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	485,112	461,378	475,134
災害復旧費等に係る基準財政需要額	295,129	274,085	272,271
災害復旧費等基準財政需要額(準元利償還金分)	974	1,076	1,311
事業費補正により算入された公債費	20,447	20,173	29,827
事業費補正により算入された公債費(準元利償還金分)	167,654	165,304	166,786
密度補正により算入された元利償還金	908	740	4,939
密度補正により算入された準元利償還金	0	0	0
② 標準財政規模	3,967,775	4,089,085	4,281,685

4. 将来負担比率 … 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

項 目	金額(千円)
⑨ 将来負担額	9,999,912
地方債現在高	5,568,517
債務負担行為の支出予定額	0
公営企業債繰入見込額	3,031,784
組合等負担見込額	567,615
退職手当負担見込額	831,996
設立法人の負債額等負担見込額	0
連結実質赤字額	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0
⑩ 充当可能基金額	2,172,313
財政調整基金	960,416
減債基金	146,939
その他特定目的基金	995,812
特別会計に係る基金	69,146
⑪ 充当可能な特定歳入見込額	0
⑫ 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	5,107,694
② 標準財政規模	4,281,685

実質赤字比率

一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※実質赤字額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

【算定結果】

$$7\text{年度決算に基づく実質赤字比率} = \frac{\blacktriangle 306,425}{4,281,685} = \blacktriangle 7.15$$

※実質赤字額がないため、参考として黒字額をマイナスとして計算します。

【7年度の状況】

指 標 の 名 称	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	本村における基準	
① 実 質 赤 字 比 率	11.25%～15.00%	15.00%	20.00%
令和7年度決算に基づく 長生村の実質赤字比率		<div style="text-align: center;"> — (▲ 7.15) % </div>	

※本村の比率は、実質赤字額がないため「—」(該当無し)で表示します。

参考として黒字の比率を()に▲表示してあります。

【説 明】

毎年4月に始まり翌年3月に終わる地方公共団体の一般会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出に不足する事態、いわゆる赤字を生じることが望ましくありません。

万が一、当該年度で赤字が解消できない場合には、翌年度歳入の繰上充用などの措置をとることとなりますが、翌年度においてその赤字額の歳入確保又は歳出の削減ができれば更に累積していくこととなります。

実質赤字比率は、算定式のとおり一般会計等(普通会計)の「実質赤字額」を地方公共団体の標準的な状態での一般財源(村税、普通地方交付税など)の規模を表す「標準財政規模」で除した比率であり、赤字の深刻度を把握するための比率です。

この比率が高いほど赤字の解消が難しくなりますが、本村の令和7年度決算におきましては、実質赤字は生じておりませんので、上段記載のとおり「—%」となっており、参考として黒字額(実質収支額)を標準財政規模で除した比率をマイナス表記しています。

連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字(資金不足)の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額＝一般会計、特別会計など村の全会計の実質赤字額(公営企業会計における資金不足額を含む)

【算定結果】

$$7\text{年度決算に基づく連結実質赤字比率} = \frac{\blacktriangle 480,365}{4,281,685} = \blacktriangle 11.21$$

※連結実質赤字額がないため、参考として黒字額をマイナスとして計算します。

【7年度の状況】

指標の名称	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	本村における基準	
② 連結実質赤字比率	16.25%～20.00%	20.00%	30.00%
令和7年度決算に基づく 長生村の連結実質赤字比率		— (▲ 11.21) %	

※本村の比率は、連結実質赤字額がないため「—」(該当無し)で表示します。

参考として黒字の比率を()に▲表示してあります。

【各会計の状況】

会計名	実質赤字額、資金不足額	備考
一般会計	実質赤字額なし	▲ 306,425
国民健康保険特別会計	実質赤字額なし	▲ 76,314
介護保険特別会計	実質赤字額なし	▲ 34,294
後期高齢者医療特別会計	実質赤字額なし	▲ 1,241
下水道事業会計	資金不足額なし	▲ 62,091
連結実質赤字額(合計)	連結実質赤字額なし	▲ 480,365

※赤字を生じている会計がないため、備考欄に黒字額(資金剰余額)をマイナス記載

【説明】

地方公共団体の会計には、行政運営の基本的な経費を経理する地方公共団体の中心的一般会計と特定の事業を行う必要がある場合や法律に設置が義務付けられた特別会計があり、各々の会計で歳入不足により赤字を生じることがあれば、地方公共団体としてこの赤字に対処しなければなりません。

このため、地方公共団体の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該地方公共団体一法人としての赤字額を標準財政規模で除し、地方公共団体全体としてみた赤字の深刻度を把握するための比率です。

本村の令和7年度決算において、上表のとおり赤字を生じている会計はありませんので、実質赤字比率同様「—%」となっています。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

【算定結果】

$$\begin{aligned} \text{5年度決算に基づく実質公債費比率} &= \frac{[469,948 + 378,042] - [0 + 485,112]}{3,967,775 - 485,112} = 10.41956 \\ \text{6年度決算に基づく実質公債費比率} &= \frac{[452,875 + 369,146] - [0 + 461,378]}{4,089,085 - 461,378} = 9.94135 \\ \text{7年度決算に基づく実質公債費比率} &= \frac{[499,057 + 340,204] - [0 + 475,134]}{4,281,685 - 475,134} = 9.56580 \\ \text{7年度実質公債費比率 (3ヶ年平均)} &= \frac{29.92670}{3} = 9.9 \end{aligned}$$

(小数点第2位以下切捨て)

【7年度の状況】

指標の名称	早期健全化基準	財政再生基準
③ 実質公債費比率	25.0%	35.0%
令和7年度決算に基づく 長生村の実質公債費比率		9.9 %

【説明】

地方公共団体の長期の借入金を地方債といい、この返済に充てる元利償還金を公債費と呼びます。一般会計における公債費は、当然のごとく義務的経費となりますが、下水道事業会計などにおける公債費支出に対して、一般会計から当該会計へ繰り出す経費などもあり、これについても一般会計の負担額として捉える必要があります。また、ごみ処理施設や消防施設、長生病院などのように近隣市町との組合により整備した施設に係る地方債の返済費用の一部なども一般会計の義務的な負担といえます。

このため、こうした公債費に準じた経費（準元利償還金）も公債費に加算し実質的な公債費を算出のうえ、標準財政規模を基礎とした額（普通地方交付税の算出において元利償還金等に係る基準財政需要額として算入された額を控除した額）と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

実質公債費比率の算定については、平成17年度決算から作成が義務付けられた指標であり、基準年度の前3ヶ年の平均値で表すこととされています。本村の令和7年度における指標は、「9.9%」（対前年度比▲0.2%）となっており、早期健全化基準を下回っております。

将来負担比率

地方債残高など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

【算定結果】

$$\begin{array}{lcl} \text{7年度決算に基づく} & & \\ \text{将来負担比率} & = & \frac{9,999,912 - (2,172,313 + 0 + 5,107,694)}{4,281,685 - 475,134} = 71.4 \end{array}$$

(小数点第2位以下切捨て)

【7年度の状況】

指 標 の 名 称	早期健全化基準	財政再生基準
④ 将 来 負 担 比 率	350.0%	—
令和7年度決算に基づく 長生村の将来負担比率		71.4 %

※将来負担比率に係る財政再生基準は定められていないため「—」で記載してあります。

【説 明】

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計における地方債残高のほか、職員の退職手当、借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束（債務負担行為）したもの、下水道事業債のように他会計の地方債残高で一般会計が負担（繰出金の一部）するもの、また、ごみ処理施設など一部事務組合で施設整備した地方債の本村負担分（一部事務組合負担金の一部）などがあります。

また、本村においては該当がありませんが、土地開発公社の負債や第三セクターの負債のうち地方公共団体がその債務を保証しているものについては、公社などの経営状況によっては、一般会計等で負担しなくてはならない状況もあり得ます。

このように、一般会計等（普通会計）が将来的に負担することが予想される実質的な負債を「将来負担額」として把握し、この将来負担額から負債の返済に充てることができる基金、特定財源見込額、地方債現在高を基準として普通地方交付税の基準財政需要額に算入することが見込まれる額を差し引き、標準財政規模を基礎とした額で除したものが「将来負担比率」となります。

こうして得られた数値は、一般会計等が背負っている借金が標準的な年間収入の何年分であるかということを表し、比率が高い場合は財政運営上の問題が生じる可能性が高くなるということになります。**令和7年度決算における指標については、上表のとおり「71.4%」（対前年度比13.4%）と早期健全化基準を下回っております。**

資金不足比率算出資料

1. 資金不足比率 … 公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率

下水道事業会計(法適用企業)

項 目	金額(千円)
① 下水道事業会計資金不足額 ⇒ $A+B-C(-D)$	▲ 62,091
A:流動負債－控除企業債等	46,335
B:建設改良費等以外の経費に充当するための地方債現在高	16,840
C:流動資産	125,266
D:解消可能資金不足額 ⇒ $(A+B-C > 0$ であれば算入)	
② 下水道事業会計事業規模	64,319
営業収益相当収入額(下水道使用料、手数料)	64,319
受託工事収益相当収入額	0

資金不足比率＝①資金不足額÷②事業規模×100

▲ 96.5

※資金不足額がないため表記上は「－」となりますが、参考として資金剰余額の比率をマイナスとして計算しています。

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金の不足額＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために
起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

【算定結果】

会計名：下水道事業会計

$$7\text{年度決算に基づく資金不足比率} = \frac{\blacktriangle 62,091}{64,319} = \blacktriangle 96.5$$

※資金不足額がないため、参考として資金剰余額をマイナスとして計算します。

【7年度の状況】

会 計 の 名 称	経営健全化基準	再生基準
下 水 道 事 業 会 計	20.0%	—
令和7年度決算に基づく 資金不足比率		— (▲ 96.5) %

※本村の比率は、資金不足額がないため「—」(該当無し)で表示します。

参考として資金剰余額の比率を()に▲表示してあります。

資金不足比率に係る再生基準は定められていないため「—」で記載してあります。

【説 明】

資金不足比率は、一般会計における実質赤字額に相当する公営企業会計における資金不足額をその企業の事業規模で除した比率で、この比率が高いほどその企業の事業規模に比べ累積された資金不足額が生じていることになるため、公営企業としての経営状況に問題があることとなります。

本村において3つの特別会計と1つの事業会計ありますが、公営企業会計に分類される会計は、下水道事業会計のみとなります。本会計については、資金不足(赤字)が発生していないため、実質赤字比率と同様に資金不足額が無いことを示す「—%」となっています。